



U.S. Customs and
Border Protection

米国税関国境取締局

輸送機関リエゾン事務局 2011 年 CLP 公報

2011 年 12 月 19 日

CLP@dhs.gov

入国必要条件に関する重要なお知らせ ロシア国籍旅行者のグアムへの臨時入国許可

2011 年 11 月 15 日、国土安全保障省長官はその権限の下、グアムへ旅行するロシア国籍旅行者を対象にした臨時入国許可の覚書に調印しました。2012 年 1 月 15 日よりこのグアムへの臨時入国許可は北マリアナ諸島への入国に加えロシア国籍旅行者に適用されます。グアムへ渡航するロシア国籍旅行者は以下の条件を満たす必要があります。

- 外国の搭乗地からグアム-北マリアナ諸島へのグアム/北マリアナ諸島ビザ免除プログラム参加航空会社直行便による渡航であること。
- グアムまたは北マリアナ諸島への滞在期間が 45 日以下であること。
- ロシア国籍旅行者にはグアムあるいは北マリアナ諸島へ臨時入国許可が適用され、グアムと北マリアナ諸島間の旅行が許可されますが、45 日以上その地域に滞在する事は出来ません。
- 払戻不可、譲渡不可で、出国日がグアムあるいは北マリアナ諸島に入国した日から 45 日を超えないことが確認できる往復の航空券を所持している。
- 全ての項目に記入され、署名済みのグアム-北マリアナ諸島ビザ免除プログラムフォーム I-736 を所持している。
- 全ての項目に記入され、署名済みの I-94 出入国記録フォームを所持している
- ICAO に準拠した有効な機械読取式パスポートを所持している。
- 旅行者は短期商用または観光目的の訪問者として分類されている。
- 臨時入国許可はグアムと北マリアナ諸島への入国のみに適用され、米国内のその他の地域に適用することはできません。
- 臨時入国許可を受けた旅行者は現地の雇用に従事する事は出来ません。

これは輸送機関リエゾン事務局ガイドブック 2011 年改正版の 17 ページに記載されているグアム北マリアナ諸島ビザ免除プログラム参加国への追加になります。質問や追加情報が必要な場合は E-mail で輸送機関リエゾン事務局 CLP@dhs.gov までお問い合わせください。